

## 阪南大学後援会学費支弁者死亡時による援助金給付規程

制 定 平成25年4月1日

### (目的)

第1条 阪南大学に在学し後援会費を納付した学部学生で、在学中に学費支弁者の死亡により授業料納付が困難となった者の学業継続を可能とするために、援助金を給付する。

2 前項の援助金を給付された者を、阪南大学後援会学費支弁者死亡時援助金給付学生（以下「援助金給付生」という。）と称する。

### (資金)

第2条 援助金の資金として、次の各号をもって充てる。

- (1) 後援会の資金
- (2) その他

### (学費支弁者)

第3条 第1条において規定された学費支弁者は、原則として大学に届け出を行っている保護者とする。

### (援助金)

第4条 援助金は学費支弁者が死亡した翌期の学納金のうち授業料および施設費とし、在学中に1回に限り支給する。ただし、阪南大学及び阪南大学後援会による給付奨学金受給者については、援助金から半期分の給付奨学金を差し引いた金額を給付する。

### (申請時期)

第5条 援助金給付を希望する者は、原則として学費支弁者死亡後1ヶ月以内に申請しなければならない。ただし、休学中に学費支弁者が死亡した場合は、復学後、速やかに申請しなければならない。

### (申請書類)

第6条 援助金給付を希望する者は、次の各号の書類を後援会事務局（以下「事務局」という。）に提出しなければならない。

- (1) 申請書
- (2) 学費支弁者の死亡を証明する死亡診断書等の書類
- (3) その他必要とする書類

(選考及び決定)

第7条 前条により申請のあった者について事務局において選考し、後援会幹事会（以下「幹事会」という。）、後援会運営委員会（以下「運営委員会」という。）において承認の上、後援会長が援助金給付生を決定する。

(給付方法)

第7条 前条により決定した「援助金給付生」に対して、申請のあった翌期の学納金等納付期に援助金の給付を行うものとする。ただし、卒業予定期における学納金等納付後の申請については、卒業までの時期に給付を行うものとする。

(返還)

第8条 援助金給付生が次の各号の一に該当する場合は、後援会長は委員会の議を経て、奨学金の給付を原則として打ち切り、その返還を求めることができる。

- (1) 懲戒処分を受けたとき。
- (2) 退学したとき。
- (3) その他、援助金給付生として適当でないと認められる事態が生じたとき。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、幹事会、運営委員会の議を経て後援会長が行う。

(事務)

第10条 援助金に関する事務は、事務局において行う。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。